

秋田県災害対策本部会議（第5回）

日 時 令和3年1月15日（金）

16時00分～

場 所 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 雪による被害状況等について
- (2) 災害救助法の適用による対応状況について
- (3) 各部局等の対応について
- (4) その他

3 知事指示

4 閉 会

雪による被害状況等について

(消防または市町村から報告があったものを取りまとめているますが、今後内容に変更が生じることがありますので御承ください。)

令和 3 年 1 月 15 日 12時00分現在
秋 田 県 災 害 対 策 本 部

1 被害の状況

市町村名	人 的 被 害					住 家 被 害						非住家被害	
	計	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
秋田市	6			2	4								
横手市	55	2		26	27	3			3			1	5
大館市	7			3	4								
男鹿市	2				2								
湯沢市	29	4		16	9	1					1		1
由利本荘市	12	1		4	7	4			4				
潟上市	1			1		1			1				
大仙市	30	4		14	12								
北秋田市	4			2	2								
仙北市	1			1									
五城目町	2			1	1								
美郷町	5			5									
羽後町	14	2		6	6								
合 計	168	13		81	74	9			8		1	1	6

【被害の概況】※死亡事案のみ記載

- (1) 12月19日発生：由利本荘市・80歳代・男性、除雪機の下敷きになったもの。
(2) 12月20日発生：湯沢市・70歳代・男性、屋根の雪下ろし作業中に転落したもの。
(3) 12月21日発生：横手市・20歳代・女性、軒下で除雪作業中に落雪に遭ったもの。
(4) 1月 2日発生：横手市・60歳代・男性、道路上において雪崩に巻き込まれたもの。
(5) 1月 4日発生：大仙市・80歳代・女性、除雪作業中に屋根からの落雪に遭ったもの。
(6) 1月 5日発生：羽後町・70歳代・男性、屋根の雪下ろし作業中に転落したもの。
(7) 1月 5日発生：湯沢市・40歳代・男性、除雪作業中に屋根からの落雪に遭ったもの。
(8) 12月20日発生：大仙市・70歳代・男性、除雪作業中に除雪車と接触したもの。
(9) 1月 6日発生：大仙市・70歳代・女性、屋根下の雪山に埋もれているところを発見されたもの。
(10) 1月 6日発生：湯沢市・80歳代・男性、屋根の雪下ろし作業中に、雪とともに転落したもの。
(11) 1月 6日発生：湯沢市・80歳代・女性、屋根下の雪山に埋もれているところを発見されたもの。
(12) 1月13日発生：大仙市・60歳代・男性、屋根から落雪した雪山に埋もれているところを発見されたもの。
(13) 1月13日発生：羽後町・60歳代・男性、屋根から落雪した雪山に埋もれているところを発見されたもの。

2 人的被害の態様別（原因）の内訳

区 分		死亡	行方不明	重傷	軽傷	合 計		前 年 同 日			平 成 18 年 同 日		
転落	屋根等	3		33	18	54	84	2	3	+81	74	102	-18
	梯子等			23	7	30		1			28		
除排雪	転倒等	1		8	23	32	40	2	3	+37	12	25	+15
	除雪機等	1		3	4	8		1			13		
落 雪		7		14	22	43	43				+43	29	+14
雪 崩		1				1	1				+1	1	±0
そ の 他												6	-6
合 計		13		81	74	168	168	6		+162	163		+5

【参考】年齢別

区 分	死亡	行方不明	重傷	軽傷	合 計	前 年 同 日
65歳未満	2		32	23	57	2（+55）
65歳以上	11		49	51	111	4（+107）

3 農林被害の状況（令和3年1月14日現在）

※ 1月7日の暴風雪による被害も含みます。

被害額 699,540千円

農作物等 18,842千円

作 目：菌床しいたけ、ほうれんそう、せり、花き 等

市町村：横手市、羽後町、湯沢市、由利本荘市、大仙市、秋田市

農業生産用施設等 674,163千円

	被害額 判明	調査中	計	地 域
パイプハウス 農作業小屋 畜舎 養殖場等	1,070	494	1,564	鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、三種町、八峰町、秋田市、男鹿市、湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、由利本荘市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村

土地改良施設 930千円

	被害額 判明	調査中	計	地 域
揚水機場（建物等） 損壊	3	1	4	能代市、三種町

水産関係 433千円

	被害額 判明	調査中	計	地 域
養殖用パイプハウス 損壊	1		1	湯沢市

林業関係 5,172千円

	被害額 判明	調査中	計	地 域
育苗用パイプハウス 損壊	4		4	鹿角市、秋田市、由利本荘市

4 自衛隊の災害派遣要請について

市 町 村	要請の日時	撤収の日時	派 遣 期 間	活 動 内 容
横手市	1月5日 16時00分	1月10日 16時00分	1月6日から1月10日	倒壊の恐れのある高齢者世帯等の家屋の雪下ろし及び除排雪 木造小学校校舎の雪下ろし及び除排雪 （16棟、3校の雪下ろし及び除排雪完了）
湯沢市	1月6日 16時00分	1月10日 16時00分	1月7日から1月10日	倒壊の恐れのある高齢者世帯等の家屋の雪下ろし 及び除排雪 （湯沢市53棟、羽後町30棟の雪下ろし及び除排雪完了）
羽後町				
東成瀬村	1月8日 16時00分	1月10日 16時00分	1月9日から1月10日	倒壊の恐れのある高齢者世帯等の家屋の雪下ろし及び除排雪 （28棟の雪下ろし及び除排雪完了）

※ 活動人員 延べ1,110名

※ 合計127棟、学校3校

5 災害救助法の適用について

適 用 市 町 村	法適用日	被 害 状 況	備 考
横手市	1月7日	連日の降雪により、これを放置すれば、住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。	
湯沢市			
大仙市			
仙北市			
美郷町			
羽後町			
東成瀬村			

6 避難所開設状況（1月15日12時00分現在）※カッコ内の数字は基準時点の避難者数

横手市1カ所（6人）、湯沢市1カ所（0人）、大仙市1カ所（0人）、羽後町1カ所（0人）

災害救助法適用による対応状況について

令和3年1月15日

秋田県災害対策本部

1 適用の概要

県内における連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、1月7日に災害救助法の適用を決定した。

2 適用市町村（4市2町1村）

・横手市 ・湯沢市 ・大仙市 ・仙北市 ・美郷町 ・羽後町 ・東成瀬村

3 各市町村の対応状況

市町村名	避難所の設置		障害物の除去（雪下ろし等）	
	設置場所	現在の状況	実施状況（見込み）	
			対象戸数	実施済戸数
横手市	横手市高齢者センター	開設中	約20戸	3戸
湯沢市	湯沢生涯学習センター		約70戸	—
大仙市	はびねす大仙		約50戸	14戸
仙北市	紙風船館	閉鎖	—	—
美郷町	宿泊交流館ワクアス		約20戸	8戸
羽後町	高瀬ケアセンター		—	—
東成瀬村	防災情報センター		約70戸	46戸

被害状況

(1/12現在)

- 12月中旬以降、県南部を中心に記録的な大雪

県南部では平年の4倍以上
最深積雪 横手市 193cm
湯沢市 170cm

- 果樹の枝折れや、ぶどう棚・パイプハウスの倒壊が発生
- 現地確認が難航しており、今後、被害が膨らむ見込み

農作物被害

ほうれんそう・菌床しいたけ・せり等
1,669万円

果樹の樹体被害

樹体損傷(りんご・ぶどう等) 調査中

栽培施設等の被害

パイプハウスの損壊
おうとう雨よけハウスの損壊
ぶどう棚の倒壊 等
1,025棟 約3億700万円

被害総額

約 3.2 億円

目的

樹園地の除雪など被害の軽減に向けた取組を支援するとともに、被害を受けた樹体やパイプハウスなどの復旧等を支援し、被災した農業者の経営と産地の再建を図る。

対象地域 全県

事業主体 市町村

対象者 農家、農業者グループ、J A 等、市町村長が適当と認める者

対象経費 12/14以降の被害防止・復旧に要した経費

①被害防止対策事業

○樹園地除雪・融雪

- ・人夫賃、融雪剤投入費用
(上限事業費 3万円/10a)

○園地アクセスの確保

- ・園地への進入口、資材等
ストックヤードの確保
(上限事業費 7万円/か所)

補助率1/2以内

②果樹復旧支援事業

○補植・改植

- ・苗木、支柱、土壌改良資材

○補修・防除

- ・補修用ボルト、かすがい、
切断面の塗布薬剤等

補助率1/2以内

③施設復旧支援事業

○果樹棚等の復旧

- ・ぶどう棚、
おうとう雨よけハウス等

○パイプハウス等の復旧

- ・パイプハウス(水稻含む)、
畜舎 等

補助率1/3以内

④無利子資金の融通

○農業・漁業経営フォローアップ資金（豪雪災害対策）

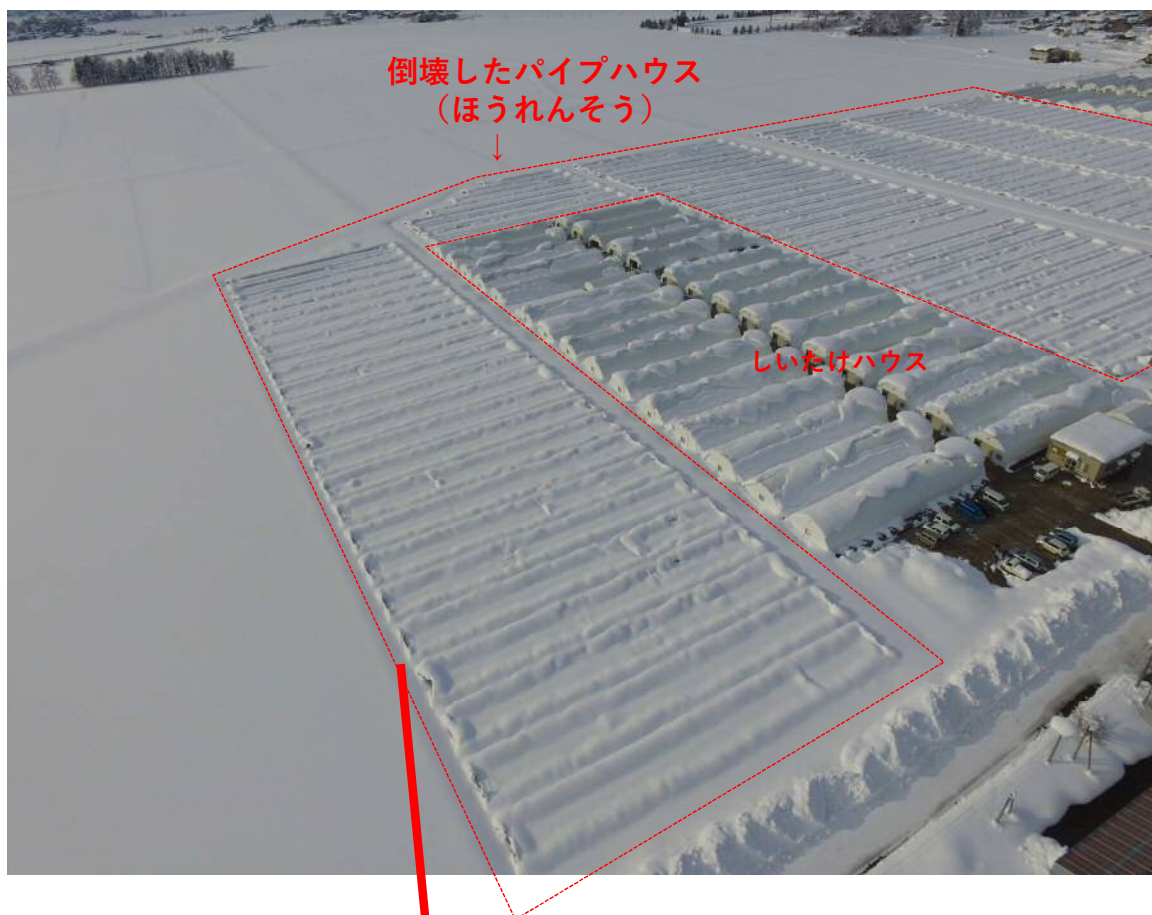
- ・資金使途 災害に起因する農業経営の維持に必要な経費

⑤技術対策の徹底

- 損傷した樹体の早期回復
- 改植後の適正な肥培管理

横手市・十五野団地（ほうれんそう）

パイプハウス損壊 144棟
（1月12日撮影）





雪で潰れたパイプハウス（せり）



内部の状況

倒壊の危険があるため、収穫作業不能

除排雪に対する市町村への支援等について

令和 3 年 1 月 15 日
建 設 部

1. 雪捨て場の提供

- ・横手市に対し、雪捨て場として 5 箇所の県河川敷を追加で提供（1 月 4 日）
- ・国道 13 号用の雪捨て場として県所有の横手第 2 工業団地を提供（1 月 7 日）

2. 市町村道の除排雪に対する支援

○県南地域の市道の除排雪を県で支援

《横手市》

- ・横手市道（^{えきひがし}駅東線等）10 路線の除排雪を実施（1 月 6 日～15 日）

《湯沢市》

- ・湯沢市道（^{おやしき}御屋敷線等）10 路線の除排雪を実施（1 月 6 ～13 日）

《大仙市》

- ・大仙市大曲の市街地の除雪区間 1.5km について、県で除排雪を実施（1 月 9 日）

○実施体制の強化

- ・他管内の現業職員を平鹿・雄勝地域振興局に派遣し、市道の除排雪を実施
- ・他管内（山本・秋田・北秋田）の除雪業者から除雪機械及びオペレーターを派遣し、横手市・湯沢市・羽後町の道路除排雪を支援

3. 県発注工事の原則一時休止

○県建設部・農林水産部発注工事を一時休止し、施工業者の資機材・人員等を集中的に除排雪に振り向けることができる体制を整備

- ・平鹿・雄勝地域振興局管内（1 月 7 日～1 月 15 日）
- ・仙北地域振興局管内（1 月 8 日～1 月 15 日）

4. 市町村への資機材の提供

○重機等の不足に対応するため、秋田県建設産業団体連合会を通じて、他管内から支援機材（オペレーター付）を提供

○支援機材提供状況

市町村名 種 別	横手市	<u>湯沢市</u>	羽後町	東成瀬村	計
ダンプ（4 トン）	<u>10</u> 台	—	—	—	<u>25</u> 台
ダンプ（10 トン）	<u>6</u> 台	<u>5</u> 台	—	—	
ホイールローダー	<u>4</u> 台	—	—	—	

5. その他

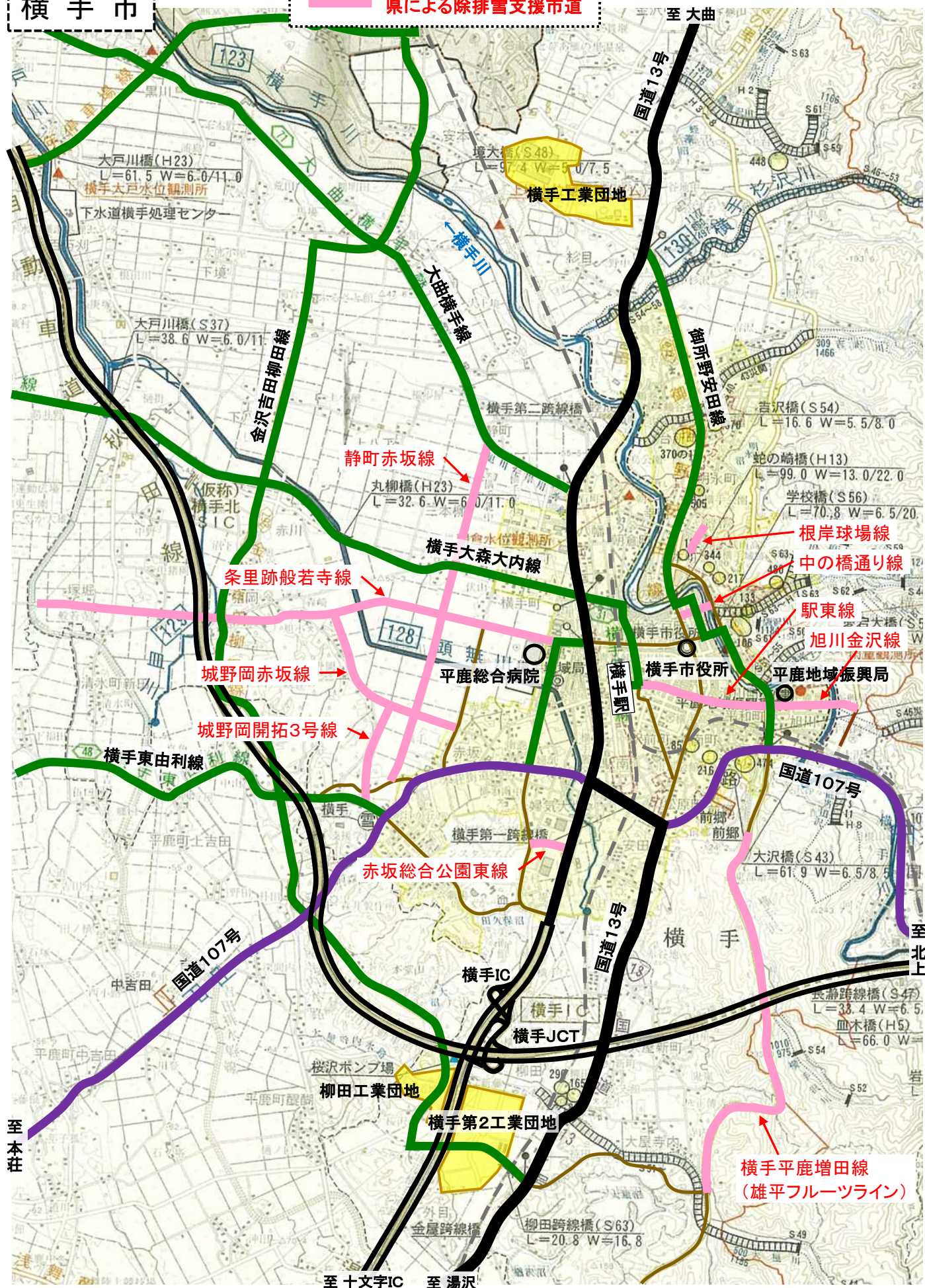
○東北地方整備局による平鹿地域振興局へのリエゾン派遣（1 月 6 ～12 日）

○国道 13 号の除雪体制強化

- ・東北地方整備局管内（三陸、仙台、福島等）から 6 台の歩道除雪車を追加配備
- ・秋田河川国道事務所が十文字地区の除雪を応援（1 月 8 日～）

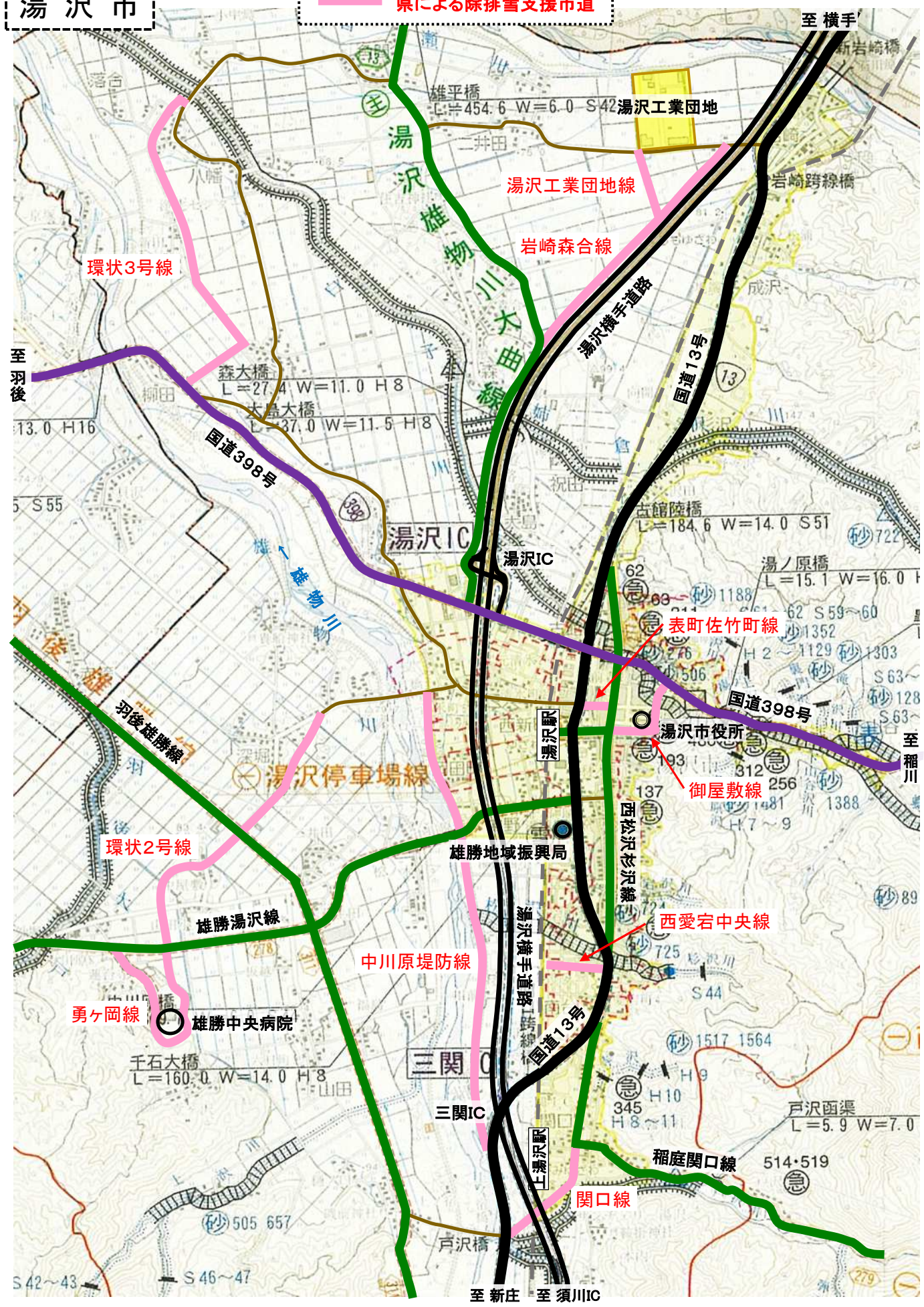
横手市

県による除排雪支援市道



湯沢市

県による除排雪支援市道



秋田市内の除排雪対応（８日夜～９日朝の降雪への対応）

県管理道路の一斉除雪に加え、特に以下の対応を実施

１．拡幅除雪

積雪のため幅員が狭く、交通の支障となっている県道の拡幅除雪を夜間に実施

９日（土）夜

- ・秋田天王線（新国道） 秋田大橋～北インター入り口
- ・秋田停車場線（竿燈大通り・山王大通り）
臨海十字路～二丁目橋（市役所側）
- ・秋田八郎潟線 からみでん～横金交差点付近

１０日（日）夜

- ・秋田天王線（新国道） 北インター入り口～土崎臨海十字路
- ・秋田停車場線（竿燈通り・山王大通り）上記の逆側（県庁側）
- ・秋田八郎潟線 上記の逆側
- ・秋田岩見船岡線 国道１３号～北都銀行本店前

２．バス路線の集中除雪

秋田市からの要請を踏まえ、１１日（月）路線バスの運行再開にあわせ、１０日（日）の夜にバス路線を集中除雪

- ・秋田天王線 茨島イオンタウン付近
- ・免許センター前
- ・秋田停車場線
- ・秋田八郎潟線 太平山リゾート公園に向かう通り
- ・秋田天王線 日吉神社付近

３．通学路の歩道除雪

秋田市と連携し、１２日（火）の秋田市内の小中学校の始業日にあわせ、１１日（月）通学路となっている歩道を再除雪

４．その他

秋田市が雪捨て場としている旧空港跡地は、入口に近いエリアから雪を積んでいるため、搬入してくるトラックが大渋滞している。このため、場内の雪の移動を秋田河川国道事務所が支援（１２日～）

⇒引き続き、市内の拡幅除雪・排雪を行っていく。

暴風雪による住宅の災害復旧支援について

令和 3 年 1 月 1 5 日
建 設 部

1. 秋田県住宅リフォーム推進事業による支援の概要

目 的 暴風雪により被害を受けた住宅の復旧支援

対 象 者 被災住宅（持ち家）の所有者等
※過去に住宅リフォーム推進事業の補助を受けた方も対象

対象住宅 一戸建て等の住宅（住宅部分が 1 / 2 以上の併用住宅を含む）

対象工事 次の全てを満たす復旧工事

- ・自然災害に伴う復旧工事であるもの
- ・市町村長等が発行する被災を証する書面が発行されるもの
- ・令和 3 年 3 月 1 8 日までに完了実績報告書を提出できるもの
- ・県内本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの

※暴風雪への被害に限り、補助対象工事費を引き下げる。
（50 万円以上→30 万円以上）（消費税を含む）

補 助 額 補助対象工事費の 10%（上限 8 万円）

2. 申請及び問い合わせ等の窓口

【鹿角・北秋田・山本地域】

（代 表）	北秋田地域振興局	建設部	建築課	0 1 8 6－6 3－2 5 3 1
（鹿角地域）	鹿角地域振興局	建設部	建築課	0 1 8 6－2 3－2 3 1 1
（山本地域）	山本地域振興局	建設部	建築課	0 1 8 5－5 2－6 1 0 3

【秋田・由利地域】

（代 表）	秋田地域振興局	建設部	建築課	0 1 8－8 6 0－3 4 9 1
（由利地域）	由利地域振興局	建設部	建築課	0 1 8 4－2 7－1 7 7 7

【仙北・平鹿・雄勝地域】

（代 表）	仙北地域振興局	建設部	建築課	0 1 8 7－6 3－3 1 2 4
（平鹿地域）	平鹿地域振興局	建設部	建築課	0 1 8 2－3 2－6 2 0 7
（雄勝地域）	雄勝地域振興局	建設部	建築課	0 1 8 3－7 3－6 1 6 6